

国内旅客運送約款

(令和4年9月20日より有効)

日本トランスオーシャン航空株式会社

国内旅客運送約款

(令和4年9月20日より有効)

目 次

第1条	定 義	1
第2条	約款の適用	1
第3条	約款等の変更	2
第4条	公示	2
第5条	旅客の同意	2
第6条	準拠法及び裁判管轄	2
第7条	係員の指示	2
第8条	航空券の発行と効力	2
第9条	有効期間	2
第10条	有効期間の延長	3
第11条	座席の予約	3
第12条	座席指定	3
第13条	搭乗及び集合時刻	4
第14条	運送の拒否及び制限	4
第15条	紙片の航空券の紛失	5
第16条	旅客運賃及び料金	5
第17条	適用運賃及び料金	6
第18条	幼児の無償運送	6
第19条	旅客の都合による変更	6
第20条	旅客の都合による払戻しと払戻手数料および取消手数料	6
第21条	払戻期間	7
第22条	会社の都合による取消変更	7
第23条	会社及び旅客の都合以外の事由による取消変更	7
第24条	不正搭乗	8
第25条	手荷物の受託及び持込み	8
第26条	受託手荷物の搭載	9
第27条	保安検査	9
第28条	受託手荷物の引渡し	9
第29条	手荷物引換証の紛失	9
第30条	引渡不能手荷物の処分	10
第31条	手荷物の禁止制限品目	10
第32条	高価品	10
第33条	無料手荷物許容量	10
第34条	受託手荷物	11
第35条	持込手荷物	11
第36条	愛玩動物	11
第37条	超過手荷物料金	11
第38条	愛玩動物に適用される料金及び超過手荷物料金の払戻し	11
第39条	従価料金	12
第40条	従価料金の払戻し	12

第41条	会社の責任	12
第42条	手荷物の固有の欠陥等による免責	12
第43条	過失相殺	12
第44条	旅客の賠償責任	13
第45条	会社の責任限度額	13
第46条	手荷物に係る賠償請求期間	13
第47条	責任限度額の不適用	13
第48条	相次運送	13
第49条	運送人の変更	13
第50条	使用人の行為に対する約款の適用	14
附 則		
第1条	適用期日	14

国内旅客運送約款

【第1章 総則】

第1条 定義

この運送約款において

国内航空運送とは、有償であるか無償であるかを問わず、会社が航空機により行う運送で、運送契約による出発地及び到着地その他すべての着陸地が日本国内の地点にある航空運送をいいます。

会社とは、日本トランസオーシｬン航空株式会社をいいます。

会社の事業所とは、会社の事務所（市内営業所、飛行場事務所）、及び代理店の営業所並びにインターネット上の会社のウェブページをいいます。

航空券とは、この運送約款に基づいて会社の国内航空路線の旅客運送のために会社の事業所において発行する会社の電子データベース上に記録される形式の電子証ひょう（以下「電子航空券」といいます。）又は紙片の証ひょうをいいます。

認証コードとは、電子航空券を有することを証することができる確認番号、JALマイレージバンク会員番号その他の会社が別に定めるものをいいます。ただし、予約事項に令和5年4月12日以降の搭乗予定便が含まれる航空券の場合においては、電子航空券を有することを証することができる航空券番号、JALマイレージバンク会員番号、その他の会社が別に定めるものをいいます。

途中降機とは、出発点から目的地の間の地点における旅客の予定する旅行中断で会社が前もって承諾したものをいいます。

手荷物とは、他に特別な規定がない限り、旅客の所持する物で受託手荷物及び持込手荷物をいいます。

受託手荷物とは、会社が引渡しを受け、且つこれに対し手荷物合符（引換証）を発行した手荷物をいいます。

持込手荷物とは、受託手荷物以外の手荷物で会社が機内への持込みを認めたものをいいます。

手荷物合符とは、受託手荷物の識別のためにのみ会社が発行する証ひょうで、その一部は手荷物添付用として受託手荷物の個々の物にとりつけ、他の部分は引換証として旅客に渡すものをいいます。

第2条 約款の適用

1. この運送約款は、会社による、旅客及び手荷物の、国内航空運送及びこれに付随する業務に適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、日本航空便名での日本トランസオーシｬン航空株式会社による運航便については『日本航空・ジェイエア・日本エアコミューター・北海道エアシステム・日本トランസオーシｬン航空共通国内旅客運送約款』を適用し、この運送約款は適用しないものとします。
3. 旅客が航空機に搭乗する日において有効な運送約款及びこれに基づいて定められた規定が、当該旅客の運送に適用されるものとします。
4. この運送約款の一部条項について特約をした場合は、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第3条 約款等の変更

会社は、運送約款及びそれに基づいて定められた会社規則を変更できるものとし、変更をする際は相応の期間をもって、ホームページへ掲示等の適切な方法により、運送約款の変更内容等を告知するものとします。

第4条 公示

会社の事業所には、この運送約款とともに旅客運賃、超過手荷物料金及び諸料金並びに運航時刻表その他必要な事項を公示します。

第5条 旅客の同意

旅客は、この運送約款及び同約款に基づいて定められた規定を承認し、且つ、これに同意したものとします。

第6条 準拠法及び裁判管轄

1. この運送約款の規定は、日本法に従い解釈され、この運送約款に定めのない事項については、日本法を適用します。
2. この運送約款に基づく運送に関する争いについては、損害賠償請求権者の何人であるかを問わず、又は損害賠償請求の法的根拠の如何を問わず、日本の裁判所を合意管轄とし、その訴訟手続は日本法によります。

第7条 係員の指示

旅客は、搭乗、降機その他飛行場及び航空機内における行動並びに手荷物の積卸及び搭載の場所等について、すべて会社係員の指示に従わなければなりません。

【第2章 旅客運送】

第1節 航空券

第8条 航空券の発行と効力

1. 会社は、会社の事業所において、別に定める適用運賃及び料金を申し受けて、航空券の発行を行います。その際に旅客は氏名、年齢、性別及び会社からの連絡に使用することが可能な電話番号その他の連絡先を申し出なければなりません。
2. 航空券は旅客本人のみが使用できるものとし、第三者に譲渡することはできません。
3. 航空券は、電子データベース上に記録された事項（紙片の航空券の場合は、券面に記載された事項。以下「予約事項」といいます。）のとおり使用しなければ無効となります。
4. 会社が航空券の有効性を確認するには、認証コードの呈示又は申告が必要となります。（紙片の航空券の場合は、航空券の呈示が必要となります。）

第9条 有効期間

1. 航空券で予約事項に搭乗予定便が含まれるものは当該搭乗予定便に限り有効とします。
2. 航空券で予約事項に搭乗予定便が含まれないものは、航空券発行日及び発行日の翌日から起算して1年間有効とします。ただし、会社が特定の旅客運賃を適用する航空券について別段の定めをした場合はこの限りではありません。

3. 航空券は旅客が有効期間の満了する日までに搭乗しなければ無効となります。

第10条 有効期間の延長

1. 旅客が病気その他の事由で旅行不能となった場合、又は会社が予約した座席を提供できない場合若しくは座席を予約できない場合には、航空券の有効期間を延長することができます。ただし、当初の航空券の有効期間満了日より30日を超えて延長することはできません。
2. 前項によって有効期間を延長した場合は、この旅客の同伴者が所持する航空券についても同様に期間の延長をすることができます。

第11条 座席の予約

1. 航空機に搭乗するには、座席の予約を必要とします。
2. 航空券の発行後の座席予約申込みの際は、認証コードの表示若しくは申告又は紙片の航空券の表示（以下「認証コード又は航空券の表示等」といいます。）をし、所要事項の会社の電子データベース上への記録（紙片の航空券の場合は、券面への所要事項の記載をいいます。）を受けなければなりません。
3. 座席予約の取消し又は変更の申出の際は、認証コード又は航空券の表示等を必要とします。ただし、予約済み旅客を第三者へ変更することはできません。
4. 前2項の定めにかかわらず、別に定める会社の事業所では、認証コード又は航空券の表示等がない場合でも、座席予約の申込み又は取消若しくは変更の申出を受け付けることがあります。
5. 前項による座席予約は、旅客が会社の定める航空券購入期限までに認証コード又は航空券の表示等があるまでは、確定されたものではありません。旅客が、会社の定める航空券購入期限までに認証コード又は航空券の表示等をしない場合、会社は予告なしにいつでも当該座席予約及びその予約に引き継ぎなされている座席予約を取り消すことがあります。
6. 座席予約申込みは、会社の事業所において搭乗希望日の330日前より受け付けます。ただし、会社が特定の旅客運賃を支払う旅客につき別段の定めをした場合は、この限りではありません。
7. 会社は第20条第2項が適用される場合には、この予約に引き継ぎなされている座席予約を取り消すことがあります。
8. 会社は、実際の搭乗を目的としない予約行為を禁止します。
9. 会社は、一旅客に対して二つ以上の予約がされており、且つ、次のいずれかの場合には、会社の判断により、旅客の予約の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - (1) 搭乗区間が同一で、搭乗便出発予定時刻が同一又は近接している場合
 - (2) その他、旅客が予約のすべてに搭乗すると合理的に考えられないと会社が判断した場合

第12条 座席指定

旅客は、機内の特定の座席を予め指定できる場合があります。ただし、会社は、事前の通告なしに、機材変更その他の運航上やむを得ない理由でこれを変更することがあります。

第13条 搭乗及び集合時刻

1. 旅客が航空機に搭乗する際には、会社が指定する時刻までに指定する場所にて、現に搭乗しようとする航空便に有効な旅客本人の認証コード又は航空券の呈示等をして搭乗手続を求め、会社が指定する時刻に指定する搭乗場所に到着しなければなりません。
2. 旅客は、会社が指定する搭乗場所において会社が指定する搭乗媒体（現に搭乗しようとする航空便に有効な旅客本人のものに限ります）の呈示等をしなければなりません。
3. 第1項及び第2項に定める行為を旅客が履行できない場合は旅客に対し、会社はその搭乗を拒絶することがあります。
4. 会社は、第1項に基づき会社が指定する時刻に遅れた旅客のために航空機の出発を遅延させることはできません。

第14条 運送の拒否及び制限

1. 会社は、次の各号に該当すると認めた場合には、当該旅客の搭乗を拒絶し、又は降機させることができます。その場合において、その旅客の手荷物についても同様の取扱いとします。この場合、第20条第1項の規定による払戻しを行い、取消手数料は一切申し受けません。なお、本項第（3）号（ヘ）又は（チ）の場合においては、上記の措置に加えて、当該行為の継続を防止するため必要と認める措置をとることができます。その措置には、当該行為者を拘束することを含みます。
 - (1) 運航の安全のために必要な場合
 - (2) 法令、又は官公署の要求に従うために必要な場合
 - (3) 旅客の行為、年令又は精神的若しくは身体的状態が次のいずれかに該当する場合
 - (イ) 会社の特別な取扱いを必要とする場合
 - (ロ) 重傷病者又は8歳未満の小児で付添人のない場合
 - (ハ) 感染症又は感染症の疑いがある場合
 - (ニ) 次に掲げるものを携帯する場合
武器（職務上携帯するものを除きます。）、火薬、爆発物、他に腐蝕を及ぼすような物品、引火しやすい物品、航空機、旅客又は搭載物に迷惑若しくは危険を与える物品、又は航空機による運送に不適当な物品若しくは動物
 - (ホ) 他の旅客に不快感を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある場合
 - (ヘ) 当該旅客自身若しくは他の人又は航空機若しくは物品に危害を及ぼすおそれのある行為を行う場合
 - (ト) 第27条第4項又は第5項に該当する場合
 - (チ) 会社係員の業務の遂行を妨げ、又はその指示に従わない場合
 - (リ) 会社の許可なく、機内で、携帯電話機、携帯ラジオ、電子ゲーム等電子機器を使用する場合
 - (ヌ) 機内で喫煙する場合（喫煙には、紙巻きたばこ、電子たばこ、加熱式たばこその他の喫煙器具を使用する場合を含む。）

2. 会社は、非常脱出時における援助者の確保のため、次の各号に該当すると認

めた場合には、当該旅客の非常口座席への着席を拒絶し、他の座席へ変更することができます。この場合、会社の定める特別料金等を適用しているときは、收受した特別料金等の払戻しを行い、取消手数料は、一切申し受けません。

- (1) 満15歳未満の者
- (2) 身体上、健康上又はその他の理由によって、非常脱出時における援助に支障がある者又は援助することにより、旅客自身の健康に支障をきたす者
- (3) 会社の示す脱出手順又は会社係員の指示を理解できない者
- (4) 脱出援助を実施することに同意しない者

第15条 紙片の航空券の紛失

1. 紙片の航空券を紛失した場合は、あらためて当該紛失航空券に係る搭乗区間の航空券の購入を必要とします。
2. 前項の場合で、紛失した旨の届出が第21条に定める払戻期間満了の日までに会社の事業所（インターネット上の会社のウェブページを除きます。）になされた場合には、払戻有効期間（払戻期間満了の日の翌日から起算して3ヶ月をいいます。以下同じ。）満了の日までに当該紛失航空券の呈示がなされたとき、又は、当該紛失航空券の払戻有効期間満了後の調査において第9条に定める有効期間内において未使用であり、払戻期間満了の日までに払戻しがなかったことを会社が確認したときに限り、次により払戻しを行います。なお、払い戻す場合には、第20条第1項に定める払戻手数料を申し受けます。
 - (1) 代りの航空券を購入していないときは紛失航空券に対する收受運賃及び料金を払い戻します。ただし、第20条第2項に定める取消手数料が適用される場合は、所定の払戻手数料に加え、当該取消手数料を申し受けます。
 - (2) 代りの航空券を購入しているときはその代りの航空券に対する收受運賃及び料金を払い戻します。ただし、会社が別段の定めをした場合は、この限りではありません。
 - (3) 第1号又は第2号の場合であって当該旅行を取り消したときは、第20条に準じて払い戻します。
3. 前項の場合で、払戻有効期間満了後の調査の結果、払戻しを行うときは、所定の払戻手数料及び取消手数料に加え、航空券1枚につき2,000円（消費税込み）、料金券1枚につき1,000円（消費税込み）の調査手数料を申し受けます。
4. 第2項及び第3項の規定にかかわらず、予約事項に令和5年4月12日以降の搭乗予定便が含まれる航空券を払い戻す場合は、会社規則に別段の定めがある場合を除き、払戻手数料を申し受けません。

第2節 運賃及び料金

第16条 旅客運賃及び料金

1. 旅客運賃及び料金、その適用にあたっての条件等は、運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表によります。

2. 旅客運賃は、出発地飛行場から目的地飛行場までの運送に対する運賃とします。
3. 旅客運賃及び料金には、消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。

第17条 適用運賃及び料金

1. 適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めがある場合を除き、航空券の発行日において、旅客が航空機に搭乗する日に有効な旅客運賃及び料金とします。
2. 前項の規定にかかわらず、予約事項に令和5年4月12日以降の搭乗予定便が含まれる航空券の適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めがある場合を除き、航空券の新規発行に際してはその発行日において、航空券の予約事項のうち搭乗予定便の変更に際してはその変更日において（変更した旅行区間の運賃及び料金に限ります。）、それぞれ旅客が航空機に搭乗する日に有効な旅客運賃及び料金とします。
3. 収受運賃又は料金が適用運賃又は料金と異なる場合は、その差額をそれぞれの場合に応じて払い戻し又は申し受けます。ただし、会社が特定の運賃及び料金を支払う旅客につき別段の定めをした場合は、この限りではありません。

第18条 幼児の無償運送

会社は、12歳以上の旅客に同伴された座席を使用しない3歳未満の旅客（以下「幼児」といいます。）については、同伴者1人に対し1人に限り無償にてその運送を引き受けます。

第19条 旅客の都合による変更

旅客の都合による、航空券の予約事項のうち、日時、便、区間、経路又は目的地の変更については、旅客運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める適用条件によるものとします。旅客の都合による変更が可能な旅客運賃及び料金については、搭乗予定便出発予定時刻までの営業時間内に会社の事業所にその変更申出がなされた場合に限り、次により取計られます。ただし、座席等に余裕がない場合は、この限りではありません。なお、変更申出に際しては、会社の事業所に認証コード又は航空券の呈示等をしなければなりません。

- (1) 変更による全区間の適用運賃及び料金が収受運賃及び料金より大であるときは、その差額を申し受け、収受運賃及び料金より小であるときは、その差額を払い戻します。
- (2) 当該変更による適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めがある場合を除き、最初に購入された航空券の発行日において、旅客が変更後の航空機に搭乗する日に有効であった旅客運賃及び料金とします。
- (3) 前号の規定にかかわらず、予約事項に令和5年4月12日以降の搭乗予定便が含まれる航空券の変更による適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めがある場合を除き、航空券の変更日において、旅客が航空機に搭乗する日に有効な旅客運賃及び料金とします。
- (4) 変更された航空券の有効期間は、最初に購入された航空券の発行日に適用される有効期間とします。
- (5) 変更のために行う予約済搭乗便の取消しについては、第20条第2項に定める取消手数料を申し受けません。
- (6) 当該変更により料金が適用されるに至った場合、又は料金が適用さ

れなくなった場合、それぞれの場合に応じて、料金を申し受け又は払い戻しいたします。

第20条 旅客の都合による払い戻しと払い戻手数料及び取消手数料

1. 航空券を旅客の都合により払い戻す場合には、旅行区間の全部について払い戻すときには収受運賃及び料金全額を、一部について払い戻すときには収受運賃及び料金より搭乗区間運賃及び料金を差引いた差額を払い戻します。なお、この場合、会社規則に別段の定めのある場合を除き、航空券の1旅行区間につき440円（消費税込み）の払い戻手数料を申し受けます。
2. 前項の定めに従い座席の予約がなされている航空券を払い戻す場合には、旅客運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表により取消手数料を申し受けます。
3. 前2項の場合において、収受運賃及び料金が払い戻手数料及び取消手数料の合計より小であるときは、収受運賃及び料金を限度として申し受けます。
4. 第1項及び第3項の規定にかかわらず、予約事項に令和5年4月12日以降の搭乗予定便が含まれる航空券を払い戻す場合には、会社規則に別段の定めがある場合を除き、払い戻手数料を申し受けません。

第21条 払戻期間

1. 旅客運賃又は料金の払い戻しは、当該航空券の有効期間満了後の翌日から起算して10日以内に限り行います。
2. 前項の規定にかかわらず、予約事項に令和5年4月12日以降の搭乗予定便が含まれる航空券の旅客運賃又は料金の払い戻しは、会社規則に別段の定めがある場合を除き、当該航空券の有効期間満了後の翌日から起算して30日以内に限り行います。

第22条 会社の都合による取消変更

1. 会社は、旅客の都合以外の事由のうち第41条第5項に定める事由を除いた事由（以下「会社の都合」といいます。）によって、運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合は、旅客の選択により、次の（1）、（2）又は（3）のいずれかの措置を講じます。
 - (1) 会社が選択する次のいずれかによって当該航空券の予約事項である最初の目的地まで旅客及び手荷物の運送をすること。
 - (イ) 座席に余裕のある会社の航空機
 - (ロ) 座席に余裕のある他の会社の航空機
 - (ハ) 他の輸送機関

この場合において、便、経路等の変更による旅客運賃及び料金が、当該区間の適用運賃及び料金の払い戻額より大であっても、これを追徴せず、また、小であるときはこれを払い戻します。ただし、会社が特定の航空券について別段の定めをした場合は、払い戻しません。
 - (2) 払い戻しをすること。この場合、旅行開始前においては、収受運賃及び料金の全額を払い戻し、旅行開始後においては、その取消地点から航空券の予約事項である目的地（途中降機予定地点を含みます。）までの会社が別に定める適用運賃及び料金を払い戻します。
 - (3) 当該未搭乗区間にについて有効期間の延長を行うこと。

2. 会社の都合によって、予約便への搭乗手続を求める旅客（会社の指定した時刻までに、会社の飛行場事務所において、有効な座席予約がなされている認証コード又は航空券の呈示等をして搭乗手続を求めた者に限ります。）の数が、予約便の座席定数よりも多くなってしまったため、一部の旅客に対し座席の提供ができなくなる場合には、会社は、有効な座席予約を有する旅客であって、会社の協力依頼に応じて、自主的に当該予約便への搭乗をとりやめる者の募集を行います。この場合において、会社は、当該依頼に応じて搭乗をとりやめる旅客に対しては、本条第1項による取扱いに加えて、会社の定める一定額の協力金の支払等を行います。

第23条 会社及び旅客の都合以外の事由による取消変更

会社は、第41条第5項に定める事由によって、運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合は、旅客の選択により、次の（1）、（2）又は（3）のいずれかの措置を講じます。

- (1) 旅行開始前においては、座席に余裕のある会社の航空機によって、当該航空券の予約事項である最初の目的地まで旅客及び手荷物の運送をすること。
また、旅行開始後において航空券の予約事項である目的地を変更した場合は、会社が選択する次のいずれかによって当該航空券の予約事項である最初の目的地まで旅客及び手荷物の運送の便を図ります。
 - (イ) 座席に余裕のある会社の航空機
 - (ロ) 座席に余裕のある他の会社の航空機
 - (ハ) 他の輸送機関

この場合において、便、経路等の変更による旅客運賃及び料金が、当該区間の適用運賃及び料金の払戻額より大であっても、これを追徴せず、また、小であるときはこれを払い戻します。
- (2) 払い戻しをすること。この場合、旅行開始前においては、収受運賃及び料金の全額を払い戻し、旅行開始後においては、その取消地点から航空券の予約事項である目的地（途中降機予定地点を含みます。）までの会社が別に定める運賃及び料金を払い戻します。
- (3) 当該未搭乗区間にについて有効期間の延長を行うこと。

第24条 不正搭乗

次の場合は不正搭乗として、当該旅客に適用される不正搭乗区間の運賃及び料金と、搭乗時の当該区間に設定された最も高額な旅客運賃及び料金の2倍相当額を合わせて申し受けます。ただし、その搭乗区間を判定できない場合は、その搭乗機の出発地からとします。

- (1) 会社係員の求めにもかかわらず、認証コード又は航空券の呈示等がなされないとき、又は会社係員の承諾なく航空券の予約事項である区間以遠に乗越したとき
- (2) 故意に無効航空券で搭乗したとき
- (3) 不正の申告により適用運賃の特別取扱いを受けて搭乗したとき

第3節 手荷物

第25条 手荷物の受託及び持込み

1. 旅客が、会社の指定した時刻までに、会社の飛行場事務所において、有効な認証コード又は航空券の呈示等をし、手荷物を提出したときは、この運送約款の定めるところにより、受託手荷物として受け付け、又は持込手荷物として認めます。
2. 前項のほか、会社は、会社の路線の到着地飛行場において他の運送人により運送される接続便（会社が他の運送人との間で手荷物運送に関する協定を締結しているものに限ります。）への乗換えを行う旅客からの申出があったときは、当該旅客が、会社の指定した時刻までに、会社の飛行場事務所において、会社の路線の運送につき発行された有効な航空券とあわせて、当該他の運送人による接続便の運送につき発行された有効な紙片の航空券の呈示等をし、手荷物を提出した場合には、当該他の運送人の行う接続便の運送についての手荷物の受託についてもあわせて行います。この場合、会社は、旅客の同意の下に、当該他の運送人の代理人として、当該他の運送人の運送約款の定めるところにより、手荷物を受託することとし、また、会社の路線の到着地飛行場においては、旅客に対して受託手荷物の引渡しを行いません。
3. 会社は、受託手荷物に対しては、手荷物合符を発行します。

第26条 受託手荷物の搭載

受託手荷物は、その旅客の搭乗する航空機で運送します。ただし、搭載量の関係その他やむを得ない事由があるときは、当該手荷物の搭載可能な航空機によって、運送することがあります。

第27条 保安検査

1. 旅客は、会社による保安検査を受けなければなりません。ただし、会社が特に不要と認めた場合は、この限りではありません。
2. 会社は、航空保安上（航空機の不法な奪取、管理又は破壊の行為の防止を含みます。）その他の事由により旅客又は第三者の立会いを求めて、開披点検その他の方法により手荷物の検査を行います。また、会社は、旅客又は第三者の立会いがない場合でも、第31条に定める手荷物の禁止制限品目に該当する物品を旅客が所持し又は旅客の手荷物に入っていないかを検査することができます。
3. 会社は、航空保安上（航空機の不法な奪取、管理又は破壊の行為の防止を含みます。）その他の事由により、旅客の着衣又は着具の上からの接触又は金属探知機器等の使用により、旅客が装着等する物品の検査を行います。
4. 会社は、旅客が本条第2項の検査に応じない場合には、当該手荷物の搭載を拒絶します。
5. 会社は、旅客が本条第3項の検査に応じない場合には、当該旅客の搭乗を拒絶します。
6. 会社は、本条第2項又は第3項の検査の結果として第31条に定める手荷物の禁止制限品目に該当する物品が発見された場合には、当該物品の持込み若しくは搭載を拒絶し、又は処分をすることがあります。

第28条 受託手荷物の引渡し

1. 旅客は、到着地において、受け取り可能な状態になり次第、自ら手荷物合符（手荷物引換証及び手荷物添付用片）の番号を照合のうえ、受託手荷物を受

け取らなければなりません。

2. 会社は、手荷物の受託時に発行された手荷物合符（手荷物引換証及び手荷物添付用片）の所持人に対してのみ、当該手荷物の引渡しを行います。その際、旅客は会社に手荷物引換証を提出します。
3. 前2項の定めに従い受託手荷物の引渡しを行う場合には、会社は、手荷物合符の持参人が、当該手荷物の正当な受取人であるか否かを確かめなかったことにより生ずる損害に対し、賠償の責に任じません。
4. 手荷物は、手荷物合符に記載されている目的地においてのみ引き渡します。ただし、特にその手荷物の委託者の要求があったときは、状況の許す場合に限り、出発飛行場又は寄航地飛行場において引き渡します。

第29条 手荷物引換証の紛失

手荷物引換証を紛失したときには、会社が当該受託手荷物の引渡請求人を正当な受取人であると認め、且つ、会社がその引渡請求人に当該手荷物を引き渡した結果、会社が被るおそれのある一切の損失を補償する旨の保証を当該引渡請求人から得た場合に限り、別に定める手続により引き渡します。

第30条 引渡不能手荷物の処分

手荷物到着後7日間を経過しても引き取りがない場合には、会社は当該手荷物を適宜処分することがあります。この場合における損害及び費用はすべて旅客の負担とします。

第31条 手荷物の禁止制限品目

1. 次に掲げるものは手荷物として認めません。ただし、会社が承諾した場合は、この限りではありません。
 - (1) 航空機、人員又は搭載物に危険又は迷惑を及ぼすおそれのあるもの
 - (2) 銃砲刀剣類等及び爆発物その他の発火又は引火しやすいもの
 - (3) 腐蝕性薬品及び適当な容器に入れてない液体
 - (4) 動物
 - (5) 遺体
 - (6) 法令又は官公署の要求により航空機への搭載又は移動を禁止されたもの
 - (7) 容積、重量又は個数について会社が別に定める限度を超えるもの
 - (8) 荷造又は包装が不完全なもの
 - (9) 変質、消耗又は破損しやすいもの
 - (10) その他会社が手荷物として運送に不適当と判断するもの
2. 次に掲げるものは、持込手荷物として認めません。
 - (1) 刃物類
 - (2) 銃砲刀剣類等類似品及び爆発物類似品（ピストル型ライター、手榴弾型ライター等）
 - (3) その他会社が凶器となり得ると判断するもの（バット、ゴルフクラブ、アイススケート靴等）

第32条 高価品

白金、金、その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美

芸品、骨董品その他高価品は、受託手荷物として認めません。

第33条 無料手荷物許容量

1. 受託手荷物は、20キログラムまで無料とします。以下のものは、当該限度に
関わらず、無料で受託します。
 - (1) 身体障がい旅客が自身で使用する車椅子
 - (2) 旅客が同伴する幼児又は小児旅客のために使用する折りたたみ式ベビ
ーカー、携帯用ゆりかご及びチャイルドシート
2. 持込手荷物は第35条第1項、第2項及び第4項に定めたものについては無料
とします。
3. 座席を使用しない幼児については、前2項に規定する無料手荷物許容量の適用
はありません。

第34条 受託手荷物

受託手荷物は、旅客1人につき100キログラムまでとします。また、会社
が承認した場合を除き、1個あたりの重量は32キログラムまでとし、容積は、
1個につき50cm×60cm×120cm以内のものに限ります。これらの
の制限を超える場合は、手荷物としてお預かりできません。

第35条 持込手荷物

1. 機内へ持込むことができる手荷物は、客室内の収納棚又は旅客の前の座席の
下に収納可能で、且つ、3辺の長さの和が115cm以内のもの1個とします。
ただし、会社が客室内に安全に収納出来ないと判断した手荷物を、客室内に
持ち込むことはできません。
2. 前項に加え、身回品等を収納するショッピングバッグその他カバン類1個に
限り、機内持込を認めます。
3. 前2項に定める機内持込の手荷物の合計重量は10キログラムを超えること
はできません。
4. 前3項の規定にかかわらず、次に掲げるものは機内に持込むことができます。
 - (1) 飛行中に座席に装着して使用するチャイルドシート（会社の指定する
ものに限ります。）
 - (2) 身体障がい旅客が自身で使用する松葉杖、ステッキ、添木その他義手、
義足類
 - (3) 身体障がい者が自身のために同伴する盲導犬、介助犬及び聴導犬
 - (4) 飛行中に必要な幼児又は小児用品を入れたカバン類
 - (5) 旅客が同伴する幼児又は小児旅客のために使用する携帯用ゆりかご
 - (6) その他会社が機内持込を特に認めた物品
5. 会社は、第1項、第2項及び第4項に定めたもの以外のものについては、持
込手荷物としての運送を引受けません。

第36条 愛玩動物

1. 旅客に同伴される愛玩動物について、会社は、受託手荷物として運送を引受け
ます。ここでいう愛玩動物とは飼い馴らされた小犬、猫、小鳥等をいいます。
2. 前項に述べた愛玩動物については、第33条に言う無料手荷物許容量の適用を
受けず、旅客は会社が別に定める1檻あたりの料金を支払わなければなりませ
ん。

第37条 超過手荷物料金

1. 第33条に規定された無料受託手荷物許容量を超過した受託手荷物に対して
は、超過手荷物料金を申し受けます。
2. 超過手荷物料金については、会社が別に定めるところによります。

第38条 愛玩動物に適用される料金及び超過手荷物料金の払戻し

1. 航空機出発時刻 20 分前までに当該愛玩動物又は当該手荷物の運送を取り消したときは、当該取消運送区間にに対する愛玩動物に適用される料金及び収受超過手荷物料金の全額を払い戻します。
2. 前項の時刻を経過したとき、又は旅客の都合により運送の途中でその運送を取り止めたときは、その前途未搭載区間にに対する愛玩動物に適用される料金及び超過手荷物料金は払い戻しません。ただし、会社の都合により運送契約の全部又は一部が履行できなくなった場合は、この限りではありません。

第39条 従価料金

手荷物及び旅客が装着する物品の価額の合計が 15 万円を超える場合には、旅客はその価額を申告することができます。この場合には、会社は、従価料金として、申告価額の 15 万円を超える部分について 1 万円毎に 10 円（消費税込み）を申し受けます。

第40条 従価料金の払い戻し

1. 旅客の都合により、旅行区間の全部を取り消す場合には、当該取消運送区間にに対する収受従価料金の全額を払い戻します。
2. 旅客の都合により旅行区間の一部を取り消す場合には、従価料金は払い戻しません。ただし、会社の都合により運送契約の全部又はその一部が履行できなくなった場合は、この限りではありません。

第4節 責任

第41条 会社の責任

1. 会社は、旅客の死亡又は負傷その他の身体の障害の場合に発生する損害については、その損害の原因となった事故又は事件が航空機内で生じ又は乗降のための作業中に生じたものであるときは賠償の責に任じます。
2. 会社は、受託手荷物その他の会社が保管を受託した旅客の物の破壊、滅失、紛失又は毀損の場合に発生する損害については、その損害の原因となった事故又は事件が、その手荷物又は物が会社の管理下にあった期間に生じたものであるときは、賠償の責に任じます。
3. 会社は、本条第1項及び第2項の損害について、会社及びその使用人（本章において使用人とは、被用者、代理人、請負人等の履行補助者をいいます。）がその損害を防止するため必要な措置をとったこと又はその措置をとることができなかったことを証明したときは、賠償の責に任じません。
4. 会社は、持込手荷物その他の旅客が携行し又は装着する物の破壊、滅失、紛失又は毀損の場合に発生する損害については、会社又はその使用人に過失があつたことを証明された場合にのみ、賠償の責に任じます。
5. 会社は、法令及び官公署の要求、航空保安上の要求（航空機の不法な奪取、管理又は破壊の行為の防止を含みます。）、悪天候、不可抗力、争議行為、騒擾、動乱、戦争、その他のやむを得ぬ事由により、予告なく、航空機の運航時刻の変更、欠航、休航、運航の中止、発着地の変更、緊急着陸、旅客の搭乗制限、手荷物の全部又は一部の取扱いその他の必要な措置をとることがありますが、当該措置をとったことにより生じた損害については、本条第1項、第2項、第

3項及び第4項により会社が責任を負う場合を除き、会社は、これを賠償する責に任じません。

第42条 手荷物固有の欠陥等による免責

会社は、受託手荷物その他の会社が保管を受託した旅客の物の破壊、滅失、紛失又は毀損の場合に発生する損害が、その手荷物又は物の固有の欠陥、性質又は瑕疵の原因のみから生じたものであるときは、賠償の責に任じません。

第43条 過失相殺

会社は、旅客の故意又は過失が、その損害の原因となったこと又は原因に關係していたことを証明したときは、当該故意又は過失がその損害の原因となり又は原因に關係している範囲において、会社のその旅客に対する責任の全部又は一部を免除されます。

第44条 旅客の賠償責任

旅客の故意若しくは過失により又は旅客がこの運送約款及び同約款に基づいて定められた規定を守らないことにより、会社が損害を受けた場合は、当該旅客は、会社に対し損害賠償をしなければなりません。

第45条 会社の責任限度額

1. 手荷物運送における会社の責任は、旅客1名につき総額金15万円の額を限度とします。ただし、旅客が運送の開始前に当該手荷物につきそれ以上の価額を申告し、且つ、第39条の規定に従って従価料金を支払った場合は、当該申告価額を会社の責任限度としますが、この場合においても、会社の責任は、当該手荷物の実際の価額を超えることはありません。
2. 前項にいう「手荷物」とは、受託手荷物その他の会社が保管を受託した旅客の物及び持込手荷物その他の旅客が携行し又は装着する物のすべてを含みます。

第46条 手荷物に係る賠償請求期間

1. 旅客が異議を述べないで受託手荷物その他の会社が保管を受託した旅客の物を受け取ったときは、その手荷物又は物は、良好な状態で引き渡されたものと推定します。
2. 受託手荷物その他の会社が保管を受託した旅客の物の損害に関する通知は、受け取った手荷物又は物については、その受取りの日から7日以内に、引渡しがない場合は、受け取る筈であった日から21日以内に、それぞれ文書によりしなければなりません。
3. 本条第2項に定める期間内に通知をしなかったときは、会社は、賠償の責に任じません。

第47条 責任限度額の不適用

第45条に定める責任の限度は、損害が、会社又はその使用人の故意又は重過失によって生じたことが証明されたときは適用されません。ただし、使用人の故意又は重過失の場合には、更にその者が自己の職務を遂行中であったことが証明されなければなりません。

第48条 相次運送

1. 会社が、他の運送人の行う運送のために航空券を発行し又は手荷物を受託する場合には、会社は当該運送人の代理人としてのみこれらの行為をします。
2. 二以上の運送人が相次いで行う旅客の運送における損害については、その損害

を生ぜしめた運送を行った運送人に対してのみ賠償請求することができます。会社は、会社が行う運送以外で生じた旅客の損害については、責任を負いません。

第49条 運送人の変更

会社の同意の下に運送人を変更し、旅客が会社の航空券で他の運送人の路線に搭乗する場合には、当該運送は、当該他の運送人の運送約款の適用を受け、会社は、当該運送につきいかなる責任も負いません。

第50条 使用人の行為に対する約款の適用

会社の使用人が、自己の職務を遂行中であったことを証明したときは、この運送約款に定める損害につき、その使用人はこの運送約款及び同約款に基づく規定に定められた会社の責任の排除又は制限に関する一切の規定を援用することができます。

附 則

第1条 適用期日

1. この運送約款は令和4年9月20日から適用します。